

3) 官庁営繕における地震・津波対策

① 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため、公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととされている。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全の確保の観点から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としている。このため、既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）の耐震化を行うとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類1.5、Ⅱ類1.25）を確保するための耐震化を行う。

耐震化対策にあたっては、構造体のみならず、外壁・建具などの建築非構造部材及び建築設備を含む建築物全体として、総合的な耐震安全性を確保するための整備を実施する。

【平成27年度末の耐震化の目標】

- すべての既存不適格建築物（耐震性能評価値1.0未満）について建築基準法に基づく耐震性能確保
- 全体では官庁施設の耐震基準を満足する割合が少なくとも9割（面積率）

【官庁施設の耐震化の状況】

区分	公表施設	耐震化済施設【官庁基準】	
		（平成22年度末）	率（面積）
Ⅰ類	約245万㎡（159棟）	約189万㎡（102棟）	77%
Ⅱ類	約216万㎡（933棟）	約178万㎡（786棟）	82%
Ⅲ類	約308万㎡（1,561棟）	約255万㎡（1,338棟）	83%
合計	約770万㎡（2,653棟）	約623万㎡（2,226棟）	81%

【官庁施設における耐震安全性の目標】

災害対策基本法における行政機関の区分に基づき、官庁施設の防災上の機能及び用途に応じて施設を3つ（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ類）に分類し、それぞれ耐震性能を規定している。

耐震基準値	耐震安全性の目標	対象施設
1. 5 (Ⅰ類)	大規模地震後、構造体の補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定行政機関」及び「指定地方行政機関」のうち二以上の都府県及び道を管轄区域とするものが使用する官庁施設 等 【指定行政機関：内閣府、警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省 等】 【指定地方行政機関等：管区警察局、地方厚生局、地方農政局、経済産業局、地方整備局 等】
1. 2 5 (Ⅱ類)	大規模地震後、構造体の大きな補修をすることなく、建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	○災害対策基本法の「指定地方行政機関」が使用する官庁施設（Ⅰ類に属するものを除く） 等 【指定地方行政機関等：沖縄総合事務局、機動隊、航空交通管制部、海上保安部 等】
1. 0 (Ⅲ類) 建築基準法相当	大規模地震により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	○その他の官庁施設 【地方検察庁、法務局、税務署、労働基準監督署、公共職業安定所 等】

災害応急対策活動拠点

(参考 1)

被災地の支援と復旧に資する防災合同庁舎

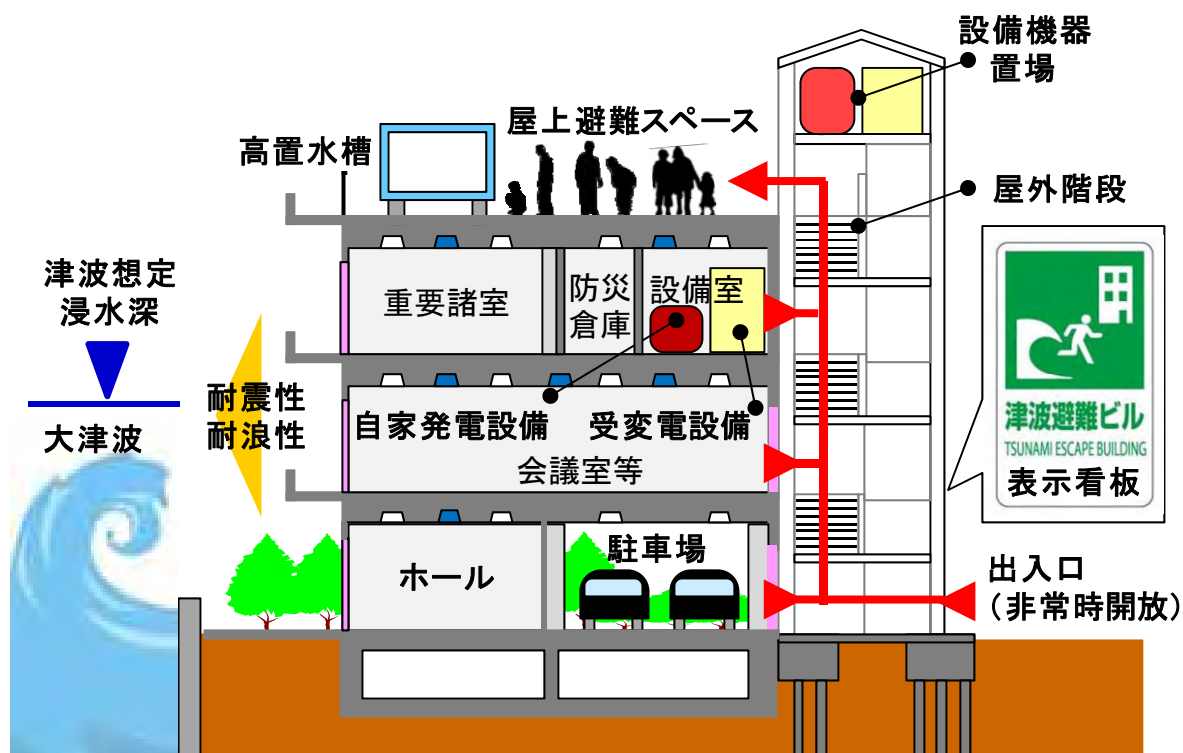


②官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。

津波対策の主な実施項目

- 津波後の電力・水の持続的な供給
 - ・自家発電設備、受変電設備を上階に設置
 - ・高置水槽の容量確保
- 早期の庁舎機能回復
 - ・重要諸室を上階に設置
 - ・総合的な耐震安全性の確保
- 津波避難施設としての整備
 - ・防災倉庫の整備
 - ・屋外階段（非常時開放）の設置
 - ・屋上を避難スペースとして整備



【官庁施設における津波対策（イメージ図）】